

## 5 入所者・利用者見舞金補償制度

### (レジャー・サービス施設費用保険)

#### 加入対象

介護保険法・障害者総合支援法に基づく事業者・施設老人・障害者・児童等の施設サービスを実施する入所型、通所型施設

#### ◆この制度の特長

- ①このプランでは、各施設が入所者・利用者への対応のために支出した費用について保険金をお支払いいたします。
- ②施設の法律上の損害賠償責任の有無を問わず、**施設内における偶然なケガへの見舞金費用、事故対応費用**を補償します。
- ③施設外でも、**職員が同行・管理中の事故**、施設と自宅との**往復途中中の事故**を追加して補償します。
- ④**火災などの災害発生時**に、施設が**緊急の被災者対応や災害見舞広告**などのために負担した費用も補償対象となります。
- ⑤施設の責任が発生しなかった誤嚥(えん)事故(\*)等についても、本制度の補償対象となります。  
※誤嚥(えん)によって生じた**肺炎**は補償の対象外となります。



#### ◆被保険者

社会福祉施設・事業者  
(加入申込票の施設名・代表者または法人名欄に記載された方)

#### ◆お支払いの対象となる主な事故例

- 施設敷地内散歩中や、施設外での遠足中で歩行中に転倒した。
- 火災による避難中に逃げ遅れて煙を吸い込み一酸化炭素中毒となった。
- 入所者が食事介助中に喉にものを詰まらせ、窒息で死亡した。
- 入所者が一人で施設内階段を降りる際、足を踏み外して転倒し、骨折した。

等

#### ◆支払限度額と保険料

支払限度額		加入タイプ			
		充実プラン	標準プラン	スリムプラン	
被災者傷害見舞費用	死亡見舞費用	入所型施設 200万円 通所型施設 180万円	入所型施設 75万円 通所型施設 50万円	入所型施設 100万円 通所型施設 90万円	
	入院見舞金	31日以上	10万円	10万円	5万円
		15～30日	5万円	5万円	2.5万円
		8～14日	3万円	3万円	1.5万円
		7日以内	2万円	2万円	1万円
	通所見舞金	31日以上	5万円	5万円	2.5万円
		15～30日	3万円	3万円	1.5万円
		8～14日	2万円	2万円	1万円
		7日以内	1万円	1万円	0.5万円
	被災者対応費用(支払限度基礎額)		300万円	100万円	50万円
	災害広告費用		2,000万円	500万円	—
	保険料(施設定員1名につき)		3,600円	1,800円	1,400円

#### ご 注 意

- 無記名方式のため氏名の提出は不要ですが、入所者・利用者の名簿は常時備え付けてください。
- 施設の拡充等により、定員数が増加した場合は追加保険料が必要ですのでご報告ください。
- 併設する施設については、各々の施設の定員数を合算して加入することもできます。
- 入所型施設と通所型施設とは別々にお申込みください。
- 「支払限度額」とは保険金をお支払いする限度額のことをいいます。費用の種類が“被災者対応費用”の場合は「支払限度基礎額」といい、1回の事故につき被災者1名あたりの支払限度額のことをいいます。